

令和 6 年
6 月高浜市議会定例会
参 考 資 料

目 次

種類・番号	件 名	頁
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について	3
議案第 36 号	高浜市国民健康保険税条例の一部改正について	4
議案第 37 号	愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	7
議案第 38 号	高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定める条例の一部改正について	9
議案第 39 号	高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について	13
議案第 40 号	高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	16
議案第 41 号	高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問題対策委員会条例の一部改正について	25
議案第 42 号	事業契約の変更について	29

諮問第 1 号関係

人権擁護委員の推薦について

委 員 の 定 数	5 人
委 員 の 任 期	3 年
今 回 推 薦 す る 委 員 の 数	1 人
氏 名	中 川 健 二 (6 3 歳)
略 歴	個人情報のため、非公表

議案第 3 6 号関係

高浜市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(課税額) 第 2 条 略 2 略 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 4 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 4 万円</u> とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第 2 3 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 6 5 万円を超える場合には、6 5 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>2 4 万円</u> を超える場合には、<u>2 4 万円</u>）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）の合算額とする。	(課税額) 第 2 条 略 2 略 3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 2 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 2 万円</u> とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第 2 3 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 6 5 万円を超える場合には、6 5 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>2 2 万円</u> を超える場合には、<u>2 2 万円</u>）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）の合算額とする。

(1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略 2及び3 略	(1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略 2及び3 略
---	--

議案第36号概要資料

高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

項目	関係条文	改正内容	施行日																														
課税限度額の改定	第2条及び第23条関係	○地方税法施行令第56条の88の2に規定する後期高齢者支援金等課税額（支援金分）に係る課税限度額の改定に伴い、課税限度額を次のとおり改定することとする。 <table><tr><th>区 分</th><th>現 行</th><th>政令改正前</th><th>政令改定後</th><th>改定案</th><th>引上げ額</th></tr><tr><td>基 礎 課 税 額 （ 医 療 分 ）</td><td>65万円</td><td>65万円</td><td>65万円</td><td>65万円</td><td>-</td></tr><tr><td>後期高齢者支援金等課税額（支援金分）</td><td>22万円</td><td>22万円</td><td>24万円</td><td>24万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>介護納付金課税額（介護分）</td><td>17万円</td><td>17万円</td><td>17万円</td><td>17万円</td><td>-</td></tr><tr><td>合 計</td><td>104万円</td><td>104万円</td><td>106万円</td><td>106万円</td><td>2万円</td></tr></table>	区 分	現 行	政令改正前	政令改定後	改定案	引上げ額	基 礎 課 税 額 （ 医 療 分 ）	65万円	65万円	65万円	65万円	-	後期高齢者支援金等課税額（支援金分）	22万円	22万円	24万円	24万円	2万円	介護納付金課税額（介護分）	17万円	17万円	17万円	17万円	-	合 計	104万円	104万円	106万円	106万円	2万円	公布の日
区 分	現 行	政令改正前	政令改定後	改定案	引上げ額																												
基 礎 課 税 額 （ 医 療 分 ）	65万円	65万円	65万円	65万円	-																												
後期高齢者支援金等課税額（支援金分）	22万円	22万円	24万円	24万円	2万円																												
介護納付金課税額（介護分）	17万円	17万円	17万円	17万円	-																												
合 計	104万円	104万円	106万円	106万円	2万円																												
軽減対象世帯の拡大	第23条関係	○地方税法施行令第56条の89に規定する低所得者に対する保険税軽減対象となる軽減判定所得を引き上げることとする。 ① 5割軽減の拡大 （現行） 基準額 43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（世帯の被保険者数×29万円） （改正後）基準額 43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（世帯の被保険者数×29万5千円） ② 2割軽減の拡大 （現行） 基準額 43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（世帯の被保険者数×53万5千円） （改正後）基準額 43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（世帯の被保険者数×54万5千円） （現行） （改正後） ○課税限度額の改定 ○軽減対象世帯の拡大	公布の日																														

議案第 37 号関係

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更新旧対照表

改 正 後	改 正 前
別表第 1（第 4 条関係）	別表第 1（第 4 条関係）
1 略	1 略
2 資格確認書等 _____ の引渡し	2 被保険者証及び資格証明書の引渡し
3 資格確認書等 _____ の返還の受付	3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
4 ～ 6 略	4 ～ 6 略

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

1 概要

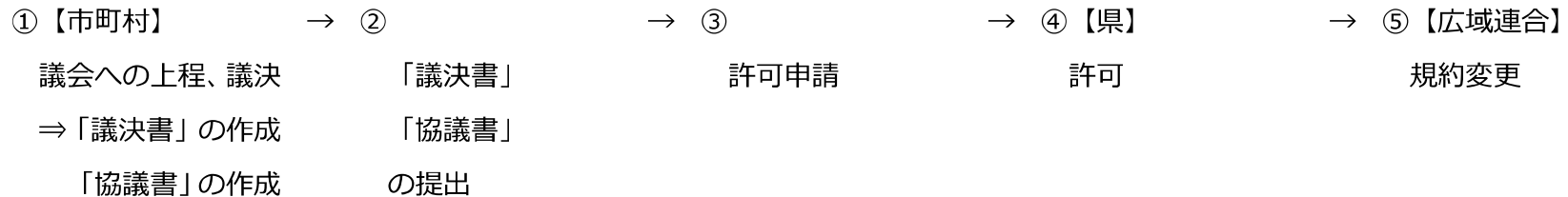
高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証が本年 12 月 2 日以降発行されなくなることに伴い、「被保険者証」の用語を使用している愛知県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要があるため、各市町村議会の議決を得たうえで、各市町村の協議により、知事へ許可申請し、規約の変更（令和 6 年 12 月 2 日施行）を行うもの。

2 変更内容

規約別表第 1（第 4 条関係）

2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し	⇒	2 <u>資格確認書等</u> の引渡し
3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付		3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付

3 事務の流れ



4 施行日

令和 6 年 12 月 2 日

議案第 3 8 号関係

高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 4 6 第 5 項の規定に基づき、<u> </u>地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定めるものとする。 <u>(用語)</u> 第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。 <u>(地域包括支援センターに係る基準等)</u>	(趣旨) 第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 4 6 第 5 項の規定に基づき、<u>同条第 1 項の</u>地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定めるものとする。 <u>(基本方針)</u> 第 2 条 <u>地域包括支援センターは、次条第 1 項に掲げる職員が協働して包括的支援事業（法第 1 1 5 条の 4 6 第 1 項に規定する包括的支援事業をいう。）を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第 2 4 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</u> <u>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次条第 2 項において同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。</u> <u>(人員に関する基準)</u>

第3条 法第115条の46第5項の条例で定める基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66に定めるものとする。

第3条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被 保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから 1人又は2人
おおむね1,000人以上2, 000人未満	前項各号に掲げる者のうちから 2人（うち1人は専らその職務 に従事する常勤の職員とす る。）

	<table> <tr> <td> <u>おおむね 2, 0 0 0 人以上 3, 0 0 0 人未満</u> </td><td> <u>専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人</u> </td></tr> </table>	<u>おおむね 2, 0 0 0 人以上 3, 0 0 0 人未満</u>	<u>専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人</u>
<u>おおむね 2, 0 0 0 人以上 3, 0 0 0 人未満</u>	<u>専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人</u>		

高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定める条例の一部改正について

1. 改正の背景

本条例は、介護保険法の規定に基づき、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定めるものであり、国が示す「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」を市の条例で重ねて規定しておりました。このため、国が示す「従うべき基準」が改正される度に、条例の改正を行ってまいりました。今回、国の「従うべき基準」が改正されましたので、この機に、本条例で定める「地域包括支援センターの職員に係る基準等」は、省令によることとし、市が独自に定める規定のみを定める条例にあらためるものです。なお、本改正により、市の独自の基準を定める規定はありません。

2. 主な改正内容

法第 115 条の 4 第 5 項の条例で定める基準（地域包括支援センターに関する基準）は、省令に掲げる基準とする。

3. 主な国の改正内容（地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化）

・地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、地域包括支援センターの職員配置について、柔軟な職員配置を可能にする。

4. 施行期日

➤ 公布の日

議案第 39 号関係

高浜市使用料及び手数料条例の一部改正新旧対照表

改 正 後							改 正 前						
別表第 1（第 3 条関係）							別表第 1（第 3 条関係）						
態様	種類	区分	単位	金額（円）	徴収の時期	備考	態様	種類	区分	単位	金額（円）	徴収の時期	備考
公の施設	南部ふれあいプラザ～春日庵	略	略	略	略	略	公の施設	南部ふれあいプラザ～春日庵	略	略	略	略	略
	女性文化センター	会議室（A）	1 時間	3 8 0	利用の許可を受けるとき			女性文化センター	会議室（A）	1 時間	3 8 0	利用の許可を受けるとき	
		会議室（B）		4 6 0					会議室（B）		4 6 0		
		会議室（C）		2 1 0					会議室（C）		2 1 0		
		会議室（D）		1 8 0					会議室（D）		1 8 0		
		小会議室		1 4 0									
		和室（A）		2 1 0					和室		2 1 0		
		和室（B）		1 9 0									
	やきもの里かわら美術館・図	ホール	1 時間	2, 3 0 0	利用の許可を受けるとき			やきもの里かわら美術館・図	ホール	1 時間	2, 3 0 0 円	利用の許可を受けるとき	
		ホワイエ		2 4 0					ホワイエ		2 4 0 円		
		講義室		7 4 0					講義室		7 4 0 円		
		会議室		3 7 0					会議室		3 7 0 円		
		スタジオ		8 4 0					スタジオ		8 4 0 円		

	書館	楽屋 1		2 2 0		
		楽屋 2		1 9 0		
	武道館 ～高浜 芳川緑 地多目 的広場	略	略	略	略	略
行政 財産 の目 的外 使用	東海児 童セン ター～ 建物	略	略	略	略	略
注 1 ～ 注 6 略						

	書館	楽屋 1		2 2 0 円		
		楽屋 2		1 9 0 円		
	武道館 ～高浜 芳川緑 地多目 的広場	略	略	略	略	略
行政 財産 の目 的外 使用	東海児 童セン ター～ 建物	略	略	略	略	略
注 1 ～ 注 6 略						

別表第 2 （第 3 条関係）

種類	区分	単位	金額（円）	徴収の 時期	備考
やきもの の里かわ ら美術 館・図書 館	ミュージ アムショ ップ レストラ ン	1 月	2 2 , 2 5 0	利用の 許可を 受けた とき	指定管理者が継 続的に利用する 場合 光熱水費は、実 費

別表第 2 （第 3 条関係）

種類	区分	単位	金額（円）	徴収の 時期	備考
女性文化 センター	衣装展示 室 小会議室	1 月	1 1 , 9 6 0	利用の 許可を 受けた とき	高浜市婦人の会 が継続的に利用 する場合 指定管理者が継 続的に利用する 場合 電気料は、実費
やきもの の里かわ ら美術 館・図書 館	ミュージ アムショ ップ レストラ ン	1 月	2 2 , 2 5 0	4 6 , 7 5 0	

漕艇センター～高 浜市南部 ふれあい プラザ	略	略	略		略	漕艇センター～高 浜市南部 ふれあい プラザ	略	略	略		略
---------------------------------	---	---	---	--	---	---------------------------------	---	---	---	--	---

議案第 4 0 号関係

高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章～第 5 章 略 <u>第 6 章 雑則（第 4 9 条）</u> 附則 （保育所等との連携） 第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 1 4 条第 1 項及び第 2 項、第 1 5 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 1 6 条並びに第 1 7 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。	目次 第 1 章～第 5 章 略 附則 （保育所等との連携） 第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 1 4 条第 1 項及び第 2 項、第 1 5 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 1 6 条並びに第 1 7 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第 3 号において 同 じ。</u>）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1)及び(2) 略

3 略

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たつて、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号

(1)及び(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号_____において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこと_____ができる。

(1)及び(2) 略

3 略

に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

（1） 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

（2） 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

（食事の提供の特例）

第16条 略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

（1）～（3） 略

（4） 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者

（食事の提供の特例）

第16条 略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

（1）～（3） 略

（4） 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者

として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る_____。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（職員）

第23条 略

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1） 略

（2） 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3 略

（職員）

第29条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

（1）及び（2） 略

（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（職員）

第23条 略

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1） 略

（2） 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 略

（職員）

第29条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

（1）及び（2） 略

（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 (職員) 第31条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)及び(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 (居宅訪問型保育事業) 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 (1)～(3) 略 (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を	(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 (職員) 第31条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)及び(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 (居宅訪問型保育事業) 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 (1)～(3) 略 (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合 _____ _____への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を
--	--

勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいない。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

(連携施設に関する特例)

第45条 略

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるものについては、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は

勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいない。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

(連携施設に関する特例)

第45条 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は

保育士とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

（食事の提供の経過措置）

第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業_____

保育士とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

附 則

（食事の提供の経過措置）

第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22

_____の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

議案第40号概要資料

高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

■改正の背景

下記に記す根拠法令等の施行に伴い、関連する本市条例について職員配置の最低基準を見直すほか、所要の規定の整備を行うものです。

■根拠法令等

- ①「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第18号)」
- ②「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)」

■改正の概要

○高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

【職員配置の最低基準の見直し】①内閣府令に従い改正

(職員)・・・小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、保育所型事業所内保育事業所、小規模型事業所内保育事業所

第29条第2項第3号、同項第4号、第31条第2項第3号、同項第4号、第44条第2項第3号、同項第4号、第47条第2項第3号、同項第4号の一部改正。

※従事する職員等の数を定めた規定のうち、満4歳以上児の職員配置基準を30対1から25対1へ、満3歳児の職員配置基準を20対1から15対1への改正。

【所要の規定の整備】②省令に従い改正

(保育所等との連携)第6条第1項、同項第3号、同条第2項の一部改正及び同条に4項、5項を加える。

(食事の提供の特例)第16条第2項第4号の一部改正。

(職員)第23条第2項第2号の一部改正。

(居宅訪問型保育事業)第37条第4号の一部改正。

(連携施設に関する特例)第45条に第2項を加える。

(電磁的記録)第49条を追加する。

■施行日

公布の日から施行

議案第 4 1 号関係

高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問題対策委員会条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<u>高浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例</u> 目次 第 1 章 総則（第 1 条） 第 2 章 高浜市いじめ問題対策連絡協議会（第 2 条―第 1 0 条） 第 3 章 <u>高浜市いじめ問題対策委員会（第 1 1 条―第 1 8 条）</u> 第 4 章 <u>高浜市いじめ問題再調査委員会（第 1 9 条―第 2 5 条）</u> 附則 第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号。以下「法」という。）の規定に基づき設置する高浜市いじめ問題対策連絡協議会、<u>高浜市いじめ問題対策委員会及び高浜市いじめ問題再調査委員会</u>の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>第 4 章 高浜市いじめ問題再調査委員会</u> <u>（設置）</u> <u>第 1 9 条 法第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、高浜市いじめ問題再調査委員会（以下この章において「再調査委員会」という。）を置く。</u> <u>（所掌事務）</u> <u>第 2 0 条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第 2 8 条第 1 項</u>	<u>高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問題対策委員会条例</u> 目次 第 1 章 総則（第 1 条） 第 2 章 高浜市いじめ問題対策連絡協議会（第 2 条―第 1 0 条） 第 3 章 <u>高浜市いじめ問題対策委員会（第 1 1 条―第 1 8 条）</u> 附則 第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号。以下「法」という。）の規定に基づき設置する高浜市いじめ問題対策連絡協議会<u>及び高浜市いじめ問題対策委員会</u> <u>の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u>

の規定による調査の結果について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

(組織)

第 2 1 条 再調査委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 2 2 条 委員の任期は、市長が委嘱したときから当該諮問に係る答申又は意見の具申が終了したときまでとする。

(委員長)

第 2 3 条 再調査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、再調査委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 2 4 条 再調査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 再調査委員会においては、委員長が議長となる。

3 再調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

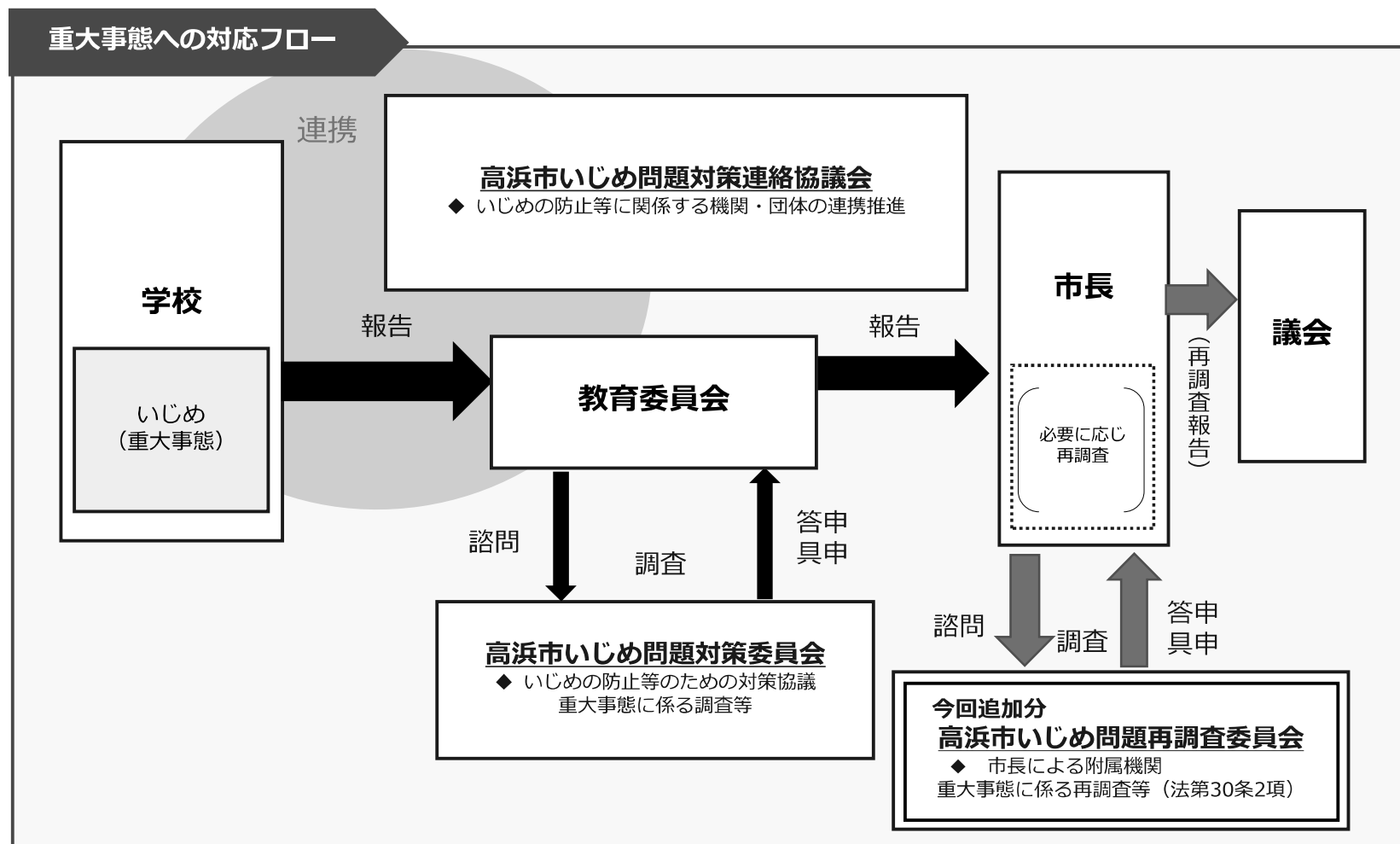
4 再調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(準用)

第 2 5 条 第 8 条から第 1 0 条までの規定は、再調査委員会につい

て準用する。この場合において、第 8 条及び第 1 0 条中「連絡協
議会」とあるのは「再調査委員会」と、第 1 0 条中「会長」とあ
るのは「委員長」と読み替えるものとする。

高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問題対策委員会条例の一部改正について



事業契約の変更について（高浜小学校等整備事業）

1 背景・必要性

高浜小学校等整備事業のサービス対価については、事業者が提供するサービスを市が購入する対価として、事業者に対してサービスの対価の支払いをしている。維持管理業務のサービス対価についても、四半期ごとに支払いを行っている。サービス対価については、事業契約に基づいて決定される金額を基に、物価変動率を勘案して改定することとしている。

2 改定要件

サービス対価の改定方法については、「企業向けサービス価格指数（日銀調査統計局）」を用いて、毎年8月と前回改定年度の前年の平均値と比較して3.0%以上の差が生じた場合に、サービス対価の改定を行うこととしている。

今回、維持管理業務を実施する上で必要なその他関連業務において、7.1%の差が生じたため、事業契約を変更する。

3 契約金額

変更前	49億5,516万8,916円（税込み）
変更後	49億6,513万7,636円（税込み）
変更増	996万8,720円（税込み）